

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編 目次		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1節 津波災害対策計画の概要…………… 1	第1節 津波災害対策計画の概要…………… 1		
第1 計画の目的…………… 1	第1 計画の目的…………… 1		
第2 計画の用語…………… 1	第2 計画の用語…………… 1		
第3 計画の構成…………… 1	第3 計画の構成…………… 1		
第4 基本方針…………… 1	第4 基本方針…………… 1		
第2節 国内の津波被害…………… 3	第2節 国内の津波被害…………… 3		
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画		
第1節 津波に強いまちづくり…………… 6	第1節 津波に強いまちづくり…………… 6		
1 津波に強いまちの形成…………… 7	1 津波に強いまちの形成…………… 7		
2 海岸保全施設等の整備…………… 9	2 海岸保全施設等の整備…………… 9		
3 避難関連施設の整備…………… 9	3 避難関連施設の整備…………… 9		
4 公共施設等の津波対策…………… 10	4 公共施設等の津波対策…………… 10		
5 ライフライン施設の耐浪化…………… 11	5 ライフライン施設の耐浪化…………… 11		
6 危険物施設等の安全確保…………… 12	6 危険物施設等の安全確保…………… 12		
第2節 防災思想・知識の普及…………… 13	第2節 防災思想・知識の普及…………… 13		
1 防災教育…………… 14	1 防災教育…………… 14		
2 津波ハザードマップの充実、活用…………… 15	2 津波ハザードマップの充実、活用…………… 15		
3 避難誘導標識等による啓発…………… 16	3 避難誘導標識等による啓発…………… 17		
4 防災訓練の実施…………… 17	4 防災訓練の実施…………… 17		
第3節 応急対策、災害復旧への備え…………… 18	第3節 応急対策、災害復旧への備え…………… 18		
第1 災害発生直前対策…………… 18	第1 災害発生直前対策…………… 18		
1 津波警報等の住民等への伝達…………… 19	1 津波警報等の住民等への伝達…………… 19		
2 住民等の避難誘導體制…………… 20	2 住民等の避難誘導體制…………… 20		
第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備…………… 23	第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備…………… 23		
1 情報通信ネットワークの整備…………… 24	1 情報通信ネットワークの整備…………… 24		
2 対策に携わる組織の整備…………… 24	2 対策に携わる組織の整備…………… 24		
3 相互応援体制の整備…………… 24	3 相互応援体制の整備…………… 24		
4 防災組織等の活動体制の整備…………… 24	4 防災組織等の活動体制の整備…………… 24		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3 被害軽減のための備え…………… 25 1 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 26 2 医療救護活動への備え…………… 26 3 緊急輸送への備え…………… 26 4 被災者支援のための備え…………… 26	第3 被害軽減のための備え…………… 25 1 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 26 2 医療救護活動への備え…………… 26 3 緊急輸送への備え…………… 26 4 被災者支援のための備え…………… 26		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 災害発生直前の対策…………… 28	第1節 災害発生直前の対策…………… 28		
第1 津波警報等の伝達…………… 28	第1 津波警報等の伝達…………… 28		
1 大津波警報・津波警報・注意報、 津波情報及び津波予報の収集・伝達…………… 29	1 大津波警報・津波警報・注意報、 津波情報及び津波予報の収集・伝達…………… 29		
第2 住民等の避難誘導…………… 38	第2 住民等の避難誘導…………… 39		
1 避難指示等及び誘導…………… 38	1 避難指示等及び誘導…………… 39		
2 警戒区域の設定…………… 38	2 警戒区域の設定…………… 39		
3 避難の誘導…………… 39	3 避難の誘導…………… 40		
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立…………… 40	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立…………… 41		
第1 災害情報の収集・連絡…………… 40	第1 災害情報の収集・連絡…………… 41		
1 被害概況の把握…………… 40	1 被害概況の把握…………… 41		
2 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 40	2 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 41		
3 国への報告…………… 41	3 国への報告…………… 42		
第2 通信手段の確保…………… 42	第2 通信手段の確保…………… 43		
1 専用通信設備の運用…………… 42	1 専用通信設備の運用…………… 43		
2 代替通信機能の確保…………… 42	2 代替通信機能の確保…………… 44		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 43	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 44		
第3 県及び各機関の活動体制…………… 44	第3 県及び各機関の活動体制…………… 45		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 45	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 46		
2 職員の動員・参集…………… 45	2 職員の動員・参集…………… 46		
3 県の災害対策本部…………… 45	3 県の災害対策本部…………… 46		
4 市町村、指定地方行政機関等の災害対策本部等…………… 45	4 市町村、指定地方行政機関等の災害対策本部等…………… 46		
5 国の現地対策本部との連携…………… 45	5 国の現地対策本部との連携…………… 46		
(新規)	第4 災害救助法の適用…………… 47		
(新規)	1 被害状況の把握及び認定…………… 47		
(新規)	2 救助法の適用基準…………… 48		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	3 救助法の適用手続…………… 48		
	4 救助法による救助…………… 48		
第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣…………… 46	第5 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣…………… 48		
1 応援要請の実施…………… 47	1 応援要請の実施…………… 49		
2 応援受入体制の確保…………… 47	2 応援受入体制の確保…………… 49		
3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 47	3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 50		
4 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 47	4 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 50		
5 自衛隊の判断による災害派遣…………… 48	5 自衛隊の判断による災害派遣…………… 50		
6 自衛隊受入体制の確立…………… 48	6 自衛隊受入体制の確立…………… 50		
7 災害派遣部隊の撤収要請…………… 48	7 災害派遣部隊の撤収要請…………… 50		
8 経費の負担…………… 48	8 経費の負担…………… 50		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動等…………… 49	第3節 救助・救急、医療及び消火活動等…………… 51		
1 救急・救助活動…………… 50	1 救急・救助活動…………… 52		
2 医療活動…………… 50	2 医療活動…………… 52		
3 消火活動…………… 50	3 消火活動…………… 52		
4 水害防止活動…………… 50	4 水害防止活動…………… 52		
5 海上災害対策活動…………… 50	5 海上災害対策活動…………… 52		
6 惨事ストレス対策…………… 50	6 惨事ストレス対策…………… 53		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動…………… 51	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動…………… 54		
1 緊急輸送の実施…………… 51	1 緊急輸送の実施…………… 54		
2 緊急輸送道路及び航路の確保…………… 51	2 緊急輸送道路及び航路の確保…………… 54		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 52	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 55		
4 緊急輸送状況の把握…………… 52	4 緊急輸送状況の把握…………… 55		
5 交通規制…………… 52	5 交通規制…………… 55		
第5節 避難の受入れ及び情報提供活動…………… 53	第5節 避難収容 <u> </u> 及び情報提供活動…………… 56	iii	誤記修正（防災・危機管理課）
第1 避難所及び被災者の把握等…………… 53	第1 避難所及び被災者の把握等…………… 56		
1 避難所の開設、運営…………… 53	1 避難所の開設、運営…………… 57		
2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 54	2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 57		
3 広域的避難収容…………… 54	3 広域的避難収容…………… 57		
第2 応急仮設住宅…………… 55	第2 応急仮設住宅…………… 58		
1 応急仮設住宅の提供…………… 55	1 応急仮設住宅の提供…………… 58		
2 建築物の応急復旧への支援…………… 55	2 建築物の応急復旧への支援…………… 58		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3節 被災者等への的確な情報伝達活動…………… 56	第3節 被災者等への的確な情報伝達活動…………… 59		
1 ニーズの把握…………… 56	1 ニーズの把握…………… 60		
2 相談窓口の設置…………… 57	2 相談窓口の設置…………… 60		
3 生活情報の提供…………… 57	3 生活情報の提供…………… 60		
第4節 要配慮者安全確保対策…………… 58	第4節 要配慮者安全確保対策…………… 61		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 58	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 62		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 59	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 62		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 59	3 外国人に対する安全確保対策…………… 62		
第6節 物資の調達、供給活動…………… 60	第6節 物資の調達、供給活動…………… 63		
1 食料の供給…………… 60	1 食料の供給…………… 63		
2 生活必需品の供給…………… 61	2 生活必需品の供給…………… 64		
3 応急給水の実施…………… 61	3 応急給水の実施…………… 64		
第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動…………… 62	第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動…………… 65		
第1節 保健衛生…………… 62	第1節 保健衛生…………… 65		
1 避難所生活環境の整備…………… 62	1 避難所生活環境の整備…………… 65		
2 健康管理…………… 62	2 健康管理…………… 66		
3 精神保健、心のケア対策…………… 63	3 精神保健、心のケア対策…………… 66		
第2節 防疫及び遺体処理等…………… 64	第2節 防疫及び遺体処理等…………… 67		
1 防疫…………… 64	1 防疫…………… 67		
2 行方不明者等の捜索…………… 65	2 行方不明者等の捜索…………… 68		
3 遺体の処理…………… 65	3 遺体の処理…………… 68		
4 遺体の火葬…………… 65	4 遺体の火葬…………… 68		
第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動…………… 66	第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動…………… 69		
1 社会秩序の維持…………… 66	1 社会秩序の維持…………… 69		
2 物価の安定、物資の安定供給…………… 66	2 物価の安定、物資の安定供給…………… 69		
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動…………… 67	第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動…………… 70		
第1節 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧…………… 67	第1節 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧…………… 70		
1 道路の応急復旧…………… 68	1 道路の応急復旧…………… 71		
2 港湾、漁港の応急復旧…………… 68	2 港湾、漁港の応急復旧…………… 71		
3 鉄道の応急復旧…………… 68	3 鉄道の応急復旧…………… 71		
4 その他の土木施設の応急復旧…………… 68	4 その他の土木施設の応急復旧…………… 71		
5 電力施設の応急復旧…………… 68	5 電力施設の応急復旧…………… 71		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
6	電話施設の応急復旧…………… 68	6	電話施設の応急復旧…………… 71		
7	都市ガス施設の応急復旧…………… 68	7	都市ガス施設の応急復旧…………… 71		
8	上水道施設の応急復旧…………… 68	8	上水道施設の応急復旧…………… 72		
9	下水道施設の応急復旧…………… 69	9	下水道施設の応急復旧…………… 72		
10	建築物の応急危険度判定…………… 69	10	建築物の応急危険度判定…………… 72		
11	住宅の応急修理…………… 69	11	住宅の応急修理…………… 72		
第2	二次災害の防止活動…………… 70	第2	二次災害の防止活動…………… 73		
1	水害・土砂災害対策…………… 70	1	水害・土砂災害対策…………… 73		
2	高潮、波浪等の対策…………… 71	2	高潮、波浪等の対策…………… 74		
3	危険物等流出対策…………… 71	3	危険物等流出対策…………… 74		
4	石油類等危険物施設の安全確保…………… 71	4	石油類等危険物施設の安全確保…………… 74		
5	高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 71	5	高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 74		
6	毒劇物取扱施設の安全確保…………… 71	6	毒劇物取扱施設の安全確保…………… 75		
7	有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 72	7	有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 75		
第10節	自発的支援の受入れ…………… 73	第10節	自発的支援の受入れ…………… 76		
1	ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 74	1	ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 77		
2	ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 74	2	ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 77		
3	義援金の募集及び受付…………… 74	3	義援金の募集及び受付…………… 77		
4	委員会の設置…………… 74	4	委員会の設置…………… 77		
5	義援金の保管…………… 74	5	義援金の保管…………… 77		
6	義援金の配分…………… 74	6	義援金の配分…………… 77		
7	義援物資対策…………… 74	7	義援物資対策…………… 77		
第4章	災害復旧・復興対策計画	第4章	災害復旧・復興対策計画		
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画…………… 75	第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画…………… 78		
1	事前復興対策 の実施…………… 76	1	復興事前準備 の実施…………… 79	v	令和7年度防災基本計画に、事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進が明記されたため。（都市計画課）
2	復興対策本部の設置…………… 76	2	復興対策本部の設置…………… 79		
3	復興方針・計画の策定…………… 76	3	復興方針・計画の策定…………… 79		
4	復興事業の実施…………… 76	4	復興事業の実施…………… 79		
第2節	迅速な原状復旧の進め方…………… 77	第2節	迅速な原状復旧の進め方…………… 80		
第1	被災施設の復旧等…………… 77	第1	被災施設の復旧等…………… 80		
1	災害復旧事業計画の作成…………… 77	1	災害復旧事業計画の作成…………… 80		
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定…………… 78	2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定…………… 81		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
3	災害復旧事業の実施…………… 78	3	災害復旧事業の実施…………… 81	v	県予算書上の名称である「母子・父子・寡婦福祉資金」と統一するため。（青少年家庭課）
第2	災害廃棄物の処理…………… 79	第2	災害廃棄物の処理…………… 82		
1	解体、がれき処理…………… 79	1	解体、がれき処理…………… 82		
第3節	被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援…………… 80	第3節	被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援…………… 83		
第1	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 80	第1	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 83		
1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付…………… 81	1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付…………… 84		
2	災害見舞金の支給…………… 81	2	災害見舞金の支給…………… 84		
3	生活福祉資金の貸付…………… 81	3	生活福祉資金の貸付…………… 84		
4	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付…………… 81	4	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付…………… 84		
5	農林漁業復旧資金…………… 81	5	農林漁業復旧資金…………… 84		
6	中小企業復興資金…………… 81	6	中小企業復興資金…………… 84		
7	住宅復興資金…………… 81	7	住宅復興資金…………… 84		
第2	租税及び公共料金等の特例措置…………… 82	第2	租税及び公共料金等の特例措置…………… 85		
1	国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 82	1	国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 85		
2	その他公共料金の特例措置…………… 82	2	その他公共料金の特例措置…………… 85		
第3	雇用対策…………… 84	第3	雇用対策…………… 87		
1	離職者への措置…………… 84	1	離職者への措置…………… 87		
2	雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 84	2	雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 88		
3	被災事業主に関する措置…………… 85	3	被災事業主に関する措置…………… 88		
第4	住宅建設の促進…………… 86	第4	住宅建設の促進…………… 89		
1	建設計画の作成…………… 86	1	建設計画の作成…………… 89		
2	事業の実施…………… 86	2	事業の実施…………… 90		
3	入居者の選定…………… 87	3	入居者の選定…………… 90		
第5	被災者生活再建支援法の適用…………… 88	第5	被災者生活再建支援法の適用…………… 91		
1	被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 89	1	被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 92		
2	支援法の適用基準…………… 89	2	支援法の適用基準…………… 92		
3	支援法の適用手続…………… 89	3	支援法の適用手続…………… 92		
4	支援金の支給額…………… 89	4	支援金の支給額…………… 92		
5	支援金支給申請手続…………… 89	5	支援金支給申請手続…………… 92		
6	支援金の支給…………… 89	6	支援金の支給…………… 92		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第2章 災害予防計画 第1節 津波に強いまちづくり</p> <p>■対策</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化</p> <p>【県（土木部）、市町村、東日本電信電話株式会社（茨城支店）等、東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】</p> <p>上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 津波に強いまちづくり</p> <p>■対策</p> <p>5 ライフライン施設の耐浪化</p> <p>【県（土木部）、市町村、NTT東日本株式会社（茨城支店）等、東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】</p> <p>上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。</p> <p>(後略)</p>	11	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)
<p>6 危険物施設等の安全確保</p> <p>【県（各部局）、市町村、危険物施設の管理者等】</p> <p>県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の <u>津波に対する安全性の確保</u>、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</p> <p>その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第2節第6「危険物等施設の安全確保」に準じる。</p>	<p>6 危険物施設等の安全確保</p> <p>【県（各部局）、市町村、危険物施設の管理者等】</p> <p>県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の <u>最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u>、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</p> <p>その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第2節第6「危険物等施設の安全確保」に準じる。</p>	12	防災基本計画を反映 (消防安全課)
<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策</p> <p>第1 津波警報等の伝達</p>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元																																				
<p>■対策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達</p> <p>【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</p> <p>気象庁から発表された大津波警報・津波警報・注意報、地震・津波情報を、県、市町村及び防災関係機関は、収集・伝達し、最終的に住民に伝える。</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達 (中略)</p> <p>1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 (略)</p> <p>2) 伝達手段 (略)</p> <p>3) 発表基準と伝達内容</p> <p>①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p>	<p>■対策</p> <p>1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達</p> <p>【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】</p> <p>気象庁から発表された大津波警報・津波警報・注意報、地震・津波情報を、県、市町村及び防災関係機関は、収集・伝達し、最終的に住民に伝える。</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達 (中略)</p> <p>1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 (略)</p> <p>2) 伝達手段 (略)</p> <p>3) 発表基準と伝達内容</p> <p>①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</p>	30	気象庁HP「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」を参考に、修正いただきたい。（気象庁）																																				
<p style="text-align: center;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただ</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類			発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただ	<p style="text-align: center;">津波警報・注意報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)
津波警報等の種類		発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																		
	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)		巨大地震の場合の発表																																				
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																			
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																					
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																					
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただ																																			
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																			
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																																				
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。																																			
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																					
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																					
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただ																																			

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	下の場合				下の場合				
津波 注意報	予想される 津波の高さが 高いところで 0.2m以上 1m以下 の場合であ って、津波 による災害 のおそれ がある場合	1 m (0.2m≦予想される津 波の最大波の高さ≦1 m)	(表記しな い)	ちに高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ避 難する。警報が解除さ れるまで安全な場所か ら離れない。	津波 注意報	予想される 津波の高さが 高いところで 0.2m以上 1m以下 の場合であ って、津波 による災害 のおそれ がある場合	1 m (0.2m≦予想される津 波の最大波の高さ≦1 m)	(表記しな い)	ちに高台や避難ビ ルなど安全な場所へ避 難してください。警報 が解除されるまで安全 な場所から離れない。
<p>ア. 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推 定し、～（後略）</p> <p>イ. 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等 の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づ き、内容を更新する場合がある。 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、 津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等によ り、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 				<p>※ <u>大津波警報を「特別警報」に位置づけています。</u></p> <p>ア. 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推 定し、～（後略）</p> <p>イ. 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等 の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づ き、内容を更新する場合がある。 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、 津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等によ り、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難 が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、 基本的には避難指示のみを発令する。</u> <u>また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象と する地域が異なる。</u> 				31	津波警報等の留意事項 等において、気象庁か ら項目が追加されたた め。（水戸地方气象台）

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>②津波予報 (略)</p> <p>4) 住民等への伝達 (略)</p> <p>5) 市町村長の判断による措置 (略)</p> <p>6) 住民等の対応 (略)</p> <p>(2) 津波情報の収集 (中略)</p> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(表略)</p>	<p>②津波予報 (略)</p> <p>4) 住民等への伝達 (略)</p> <p>5) 市町村長の判断による措置 (略)</p> <p>6) 住民等の対応 (略)</p> <p>(2) 津波情報の収集 (中略)</p> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因でデータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなった場合は、「欠測」という言葉で発表する。「欠測」と発表された時には、その観測点ではデータが入手できていないものの津波が襲来している可能性がある、ことを念頭に、発表中の津波警報等に応じて、津波からの適切な避難を継続する。</u> <p>(表略)</p>	<p>34</p>	<p>津波警報等の留意事項等において、気象庁から項目が追加されたため。また、誤植があったため。(水戸地方気象台)</p>

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、<u>及び</u> これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の <u>到達時刻</u>、最大波の <u>到達時刻</u>と高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、<u>予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、<u>観測値について</u>も、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u> <p>(表略)</p> <p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達 (略)</p> <p>(4) 地震解説資料の収集 (略)</p> <p>(5) 異常現象発見者の通報義務 (略)</p>	<p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに<u>発表する。また、</u> これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の <u>推定到達時刻</u>、最大波の <u>推定到達時刻</u>と高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、<u>津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、<u>最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></u> <p>(表略)</p> <p>(3) 津波情報及び地震情報の伝達 (略)</p> <p>(4) 地震解説資料の収集 (略)</p> <p>(5) 異常現象発見者の通報義務 (略)</p>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>第3 県及び各機関の活動体制 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>第3 県及び各機関の活動体制 (略)</p> <p>第4 災害救助法の適用</p> <p>■基本事項</p> <p>1 趣旨 市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。</p> <p>2 留意点</p> <p>(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 救助法の適用の判断及びその手続を行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備 救助の実施に当たっては、各救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅延なく救助義務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。</p> <p>(3) 円滑かつ十分な救助活動を実施するための財源の確保 救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を要するので、県はその財源に充てるための災害救助基金の積立を行う必要がある。</p>	46	災害応急対策を迅速かつ的確に進めるため、災害救助法の適用について追記し、取り扱いを明確化（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣 (略)</p>	<p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 被害状況の把握及び認定 (2) 救助法の適用基準 (3) 救助法の適用手続 (4) 救助法による救助</p> <p>■対策</p> <p>1 被害状況の把握及び認定</p> <p>【市町村】 地震災害対策計画編第3章第6節「災害救助法の適用」に準じる。</p> <p>2 救助法の適用基準</p> <p>地震災害対策計画編第3章第6節「災害救助法の適用」に準じる。</p> <p>3 救助法の適用手続</p> <p>地震災害対策計画編第3章第6節「災害救助法の適用」に準じる。</p> <p>4 救助法による救助</p> <p>【県（関係部局）、市町村】 地震災害対策計画編第3章第6節「災害救助法の適用」に準じる。</p> <p>第5 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣 (略)</p>		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<p>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</p> <p>■対策</p> <p>6 電話施設の応急復旧</p> <p>【東日本電信電話株式会社(茨城支店)、株式会社NTTドコモ(茨城支店)等】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。</p>	<p>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</p> <p>■対策</p> <p>6 電話施設の応急復旧</p> <p>【NTT東日本 株式会社(茨城支店)、株式会社NTTドコモ(茨城支店)等】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。</p>	68	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会社)
<p>7 都市ガス施設の応急復旧</p> <p>【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。</p>	<p>7 都市ガス施設の応急復旧</p> <p>【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、株式会社エナジー宇宙】</p> <p>地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。</p>	68	グループ会社合併・分社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
<p>第4章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 事前復興対策の実施</p> <p>(2) 復興対策本部の設置</p> <p>(3) 復興方針・計画の策定</p> <p>(4) 復興事業の実施</p> <p>■対策</p> <p>1 事前復興対策の実施</p> <p>【県(各部局)、市町村】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画</p> <p>■基本事項</p> <p>3 活動項目リスト</p> <p>(1) 復興事前準備の実施</p> <p>(2) 復興対策本部の設置</p> <p>(3) 復興方針・計画の策定</p> <p>(4) 復興事業の実施</p> <p>■対策</p> <p>1 復興事前準備の実施</p> <p>【県(各部局)、市町村】</p> <p>地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。</p>	76	令和7年度防災基本計画に、事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進が明記されたため。(都市計画課)

